

【漂着物学会 会則】

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会の名称は「漂着物学会（英名：Japan Driftological Society）」と称する。

(事務局)

第2条 本会を次の所在地に置く。

鹿児島県鹿児島市郡元一丁目 21-40 鹿児島大学南九州・南西諸島域イノベーションセンター

(目 的)

第3条 本会は漂着物学の進歩と普及、併せて会員相互の連携と親睦をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会誌その他の出版物等の刊行
- (2) 漂着物に関する研究会、講演会、シンポジウム、観察会等の開催
- (3) ビーチコーミングネットワークの整備
- (4) その他前条の目的を達成するための事業

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 個人会員：本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員：本会の目的に賛同して入会した企業・団体・機関
- (3) 賛助会員：本会の目的に賛同して入会した企業・団体・機関・個人

2 会員は、本会発行の会誌及び会報の配布を受け、併せて会誌、会報に投稿すること、本会主催の諸会合に出席することができる。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きにて会長に申し込まなければならない。ただし、本会の目的に反する行為を行った者や、学会の名誉を著しく損なう行為を行った者に対しては、役員会にはかり、入会を拒むことができる。

(会 費)

第7条 会員は、別表1に定めるところにより会費を納入しなければならない。

【別表1】

会員種別	年会費
個人会員	3,000 円
団体会員	5,000 円
賛助会員 一口	10,000 円（1 口以上）

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である企業・団体・機関が消滅したとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退 会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の一つに該当する場合には、総会において、出席した議決権を有する会員の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の会則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名 会計 1名 事務局長 1名

編集委員長 1名 運営委員 若干名 監事 2名

(選任等)

第13条 役員は総会にて選任する。

2 監事については、会員以外の者から選任することができる。

3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(職 務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代表する。

3 会計は、本会における資産の管理、運用及び決算に関する業務を司る。

4 事務局長は、事務局を統括する。

5 編集委員長は、編集委員会を統括する。

6 運営委員は、本会の運営及び事業の推進をはかる。

7 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 資産及び会計の状況を監査し、総会に報告すること。ただし、報告にあたっては代理人を指名して報告することができる。

(2) 資産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、役員会に報告すること

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会若しくは役員会の招集を請求し、又は総会若しくは役員会を招集すること

(任 期)

第15条 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会において出席をした議決権を有する会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
(報酬等)

第17条 役員は無給とする。

- 2 役員には、予算の範囲以内で費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第18条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、総会及び役員会に出席し、意見を述べることができる。

第4章 総会

(種類)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、個人会員及び団体会員をもって構成する。

- 2 個人会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 団体会員は、総会において、代表者1個の議決権を有する。

(権能)

第21条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) その他業務に関する重要事項で役員会において必要と認めるもの

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 第14条第7項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき
 - (3) 第14条第7項第3号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(議決)

第25条 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した議決権を有する会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 審議事項及び議決事項
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

第5章 役員会

(構成)

第27条 役員会は、監事以外の役員をもって構成する。

(権能)

第28条 役員会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第29条 役員会は、通常役員会と臨時役員会の2種とする。

2 通常役員会は、年に1回開催する。

3 臨時役員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 監事を除く役員現在数の3分の2以上から会議の目的を記載した書面をもって、招集の請求があったとき

たとき

- (3) 第14条第7項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- (4) 第14条第7項第3号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第30条 役員会は、前条第3項第4号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 役員会は、監事を除く役員現在数の過半数の出席で成立する。ただし、委任状を提出した者は出席とみなす。

3 臨時役員会は、必要に応じて電子メールやその他の通信手段を用いて審議を行い、決定することができる。この決定に関しては、監事を除く全役員の過半数の同意をもってなされる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第33条 この会則の変更は、総会議決を得なければならない。

(解散)

第34条 本会は、総会において出席した議決権を有する会員の4分の3以上の議決を経なければ解散できないものとする。

(残余資産の処分)

第35条 本会の解散のときに有する資産は、総会において出席した議決権を有する会員の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 編集委員会

(設置等)

第36条 本会に編集委員会を置く。編集委員会は編集委員長及び編集委員で構成し、編集委員長がこれを代表する。

(選任等)

第37条 編集委員は若干名とし、編集委員長が役員会にはかって委嘱する。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(職務)

第38条 編集委員会は、本会の発行する会誌その他の出版物の編集業務を主管する。

第9章 補則

(委任)

第39条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

附則1. この会則は2001年11月24日より施行する。

附則2. 必要に応じて役員の兼任は認める。ただし、監事はその他の役員を兼任することはできない。

附則3. この会則は2008年10月25日より施行する。

附則4. この会則は2010年11月20日より施行する。

附則5. この会則は2011年10月22日より施行する。

附則6. この会則は2018年10月13日より施行する。

附則7. この会則は2022年11月19日より施行する。

附則8. この会則は2024年10月19日より施行する。